(v) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）
(vi) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
(vii) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

ただし、この協定の適用上、第五条、第十三条から第十九条まで、第二十四条、第二十五条、第二十八条（3の規定を除く。）及び第三十条2の規定は、(a)に掲げる日本国の年金制度についてのみ適用する。

2 スイスについては、この協定は、次の法律について適用する。

(a) 老齢保険及び遺族保険に関する連邦法
(b) 障害保険に関する連邦法
(c) 疾病保険に関する連邦法

ただし、この協定の適用上、第五条、第十三条から第十九条まで、第二十四条、第二十五条、第二十八条（3の規定を除く。）及び第三十条2の規定は、(a)及び(b)に掲げる法律についてのみ適用する。

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、次に掲げる者について適用する。

(a) (i) 日本国民又は日本国の出入国管理に関する法令に基づき日本国の領域内における永住を適法に認めている者
(ii) (i)に規定する者に由来する権利を有する家族及び遺族
(b) (i) スイス国民
(ii) (i)に規定する者に由来する権利を有する家族及び遺族
(c) (i) 千九百五十一年七月二十八日の難民の地位に関する条約第一条又は千九百六十七年一月三十日の難民の地位に関する議定書第一条にいう難民であって、一方の締約国の領域内に居住する者
(ii) (i)に規定する者に由来する権利を有する家族及び遺族であって、一方の締約国の領域内に居住する者
(d) (i) スイスの法令の適用に当たっては、千九百五十四年九月二十八日の無国籍者の地位に関する条約第一条にいう無国籍者であって、一方の締約国の領域内に居住する者
(ii) (i)に規定する者に由来する権利を有する家族及び遺族であって、一方の締約国の領域内に居住する者
(e) (i) 一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがあるその他の者
(ii) (i)に規定する者に由来する権利を有する家族及び遺族

ただし、スイスの法令の適用に当たっては、次条、第五条及び第十六条から第十九条までの規定は、この(e)に規定する者については、適用しない。

第四条 待遇の平等

1 日本国の法令の適用に当たっては、

(1) (a) 前条(b)、(c)及び(e)に掲げる者は、日本国民と同等の待遇を受ける。
(1) (b) (1)の規定は、次の規定の適用を妨げるものではない。
(a) 日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定
(b) 日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる任意加入に関する日本国の法令の規定
(c) 日本国民以外の者に対して認められる脱退一時金に関する日本国の法令の規定

2 スイスの法令の適用に当たっては、

(1) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条(a)、(c)及び(d)に掲げる者は、スイス国民と同等の待遇を受ける。
(2) (a) (1)の規定は、次のスイスの法令の適用を妨げるものではない。
(a) 任意の老齢保険、遺族保険及び障害保険に関する法令
(b) スイス連邦の業務又は老齢保険及び遺族保険に関する連邦法第一条(a)1(c)に規定する機関の業務に関連して、海外において有給で雇用されるスイス国民についての老齢保険、遺族保険及び障害保険に関する法令
(c) 老齢保険及び遺族保険に関する連邦法第一条(a)4(b)に規定する機関によって有給で雇用されるスイス国民についての任意の老齢保険、遺族保険及び障害保険に関する法令

第五条 海外への給付の支払及び給付を受ける権利

1 日本国の法令の適用に当たっては、

(1) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する日本国の法令の規定は、スイスの領域内に通常居住する第三条(a)から(c)まで及び(e)に掲げる者については、適用しない。
(2) 日本国の法令による給付は、両締約国の領域外に通常居住する第三条(b)及び(e)に掲げる者に対しては、その者が日本国民であった場合と同一の条件で支給する。

2 スイスの法令の適用に当たっては、

(1) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、スイスの領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限するスイスの法令の規定は、第三条(a)から(d)までに掲げる者であって、日本国の領域内に通常居住するものについては、適用しない。
(2) (1)の規定は、障害保険による通常年金であって、障害により所得能力の五十パーセント未満を失う被保険者についてのもの又はスイスの老齢保険、遺族保険及び障害保険による特別年金及び無能力者手当については、適用しない。
(3) スイスの法令による給付は、両締約国の領域外に通常居住する第三条(a)に掲げる者に対しては、その者がスイス国民であった場合と同一の条件で支給する。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に関し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条 特別規定

1 一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から又は第三国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣される場合には、その派遣の期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、最初の五年間は、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。